

議案第128号

平成21年度さいたま市用地先行取得事業  
特別会計補正予算(第1号)

平成21年度さいたま市用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054,557千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,793,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成21年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		738,998	57	739,055
	1 一般会計繰入金	738,998	57	739,055
4 市債		0	1,054,500	1,054,500
	1 市債	0	1,054,500	1,054,500
歳入合計		739,000	1,054,557	1,793,557

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公共用地取得事業費		0	1,054,557	1,054,557
	1 公共用地取得事業費	0	1,054,557	1,054,557
歳出合計		739,000	1,054,557	1,793,557

第2表

## 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地取得事業	1,054,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。